二　育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。）　育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八項、育児休業法第十八条の規定により読み替えられた任期付研究員法第六条第三項若しくは第四項又は育児休業法第十九条の規定により読み替えられた任期付職員法第七条第二項若しくは第三項

三　育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員　育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項又は第八条第四項、第五項、第七項若しくは第八項

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の俸給月額の端数計算）

2　育児休業法附則第二条第一項（同条第二項の規定により読み替えられた育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法附則第八項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による俸給月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の俸給月額とする。

（人事院規則九―一二一の一部改正）

第二十一条　人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）	（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。	2　給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。	一　法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされること。
二～十一　（略）	二～十一　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

二　育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員　育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十二項、育児休業法第十八条の規定により読み替えられた任期付研究員法第六条第三項若しくは第四項、育児休業法第十九条の規定により読み替えられた任期付職員法第七条第二項若しくは第三項、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。次号において「平成二十二年給与法等改正法」という。）附則第五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。次号において「給与改定特例法」という。）附則第八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項、第二項若しくは第三項又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十七号。次号において「平成二十九年給与法等改正法」という。）附則第三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた同条第一項

三　育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員　育児休業法第二十四条の規定により読み替えられた給与法第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条第四項、第五項、第七項若しくは第八項、平成二十二年給与法等改正法附則第五条第四項の規定により読み替えられた同条第一項、給与改定特例法附則第八条第六項の規定により読み替えられた同条第一項、第二項若しくは第三項又は平成二十九年給与法等改正法附則第三条第四項の規定により読み替えられた同条第一項

附　則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

（新設）